第34号議案

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、広徳児童遊園を用途変更するため提出します。

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例(昭和30年11月 台東区条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)東京都台東区立児童遊園の部中

Γ

同	竜泉児童遊園	司	竜泉一丁目20番15号
同	広徳児童遊園	同	東上野四丁目5番1号

を

Γ

同 竜泉児童遊園	同	竜泉一丁目20番15号
----------	---	-------------

に改める。

付 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

1